

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の

設定範囲の変更について

1. 設定範囲の変更について

工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルが平成 31 年 3 月 28 日に改正されたことにより、国土交通省の低入札価格調査基準価格の設定範囲が平成 31 年 4 月 1 日に改正されました。

本市においても、最低制限価格及び低入札基準価格の設定において上記のモデルを準用しているため、以下のとおり変更いたします。

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の設定範囲

(変更前)

(変更後)

予定価格の 7 割～9 割

予定価格の 7.5 割～9.2 割

ただし、算定式に変更はありません。

2. 変更実施時期

平成 31 年 5 月 7 日

【この日以降通知する条件付一般競争入札公告書（指名競争入札の場合は、指名通知書）から実施します。】

問い合わせ先：直方市 総合政策部 財政課 契約係
〔TEL 25-2233〕